

原子力防災計画の策定方針及び 考慮すべき事項等について

2012年10月3日
原子力防災専門委員会資料

ニセコ町総務課 原子力防災対策グループ

1 背景・目的



- 福島第一原子力発電所の事故による被害を踏まえると、泊原子力発電所で同様の事故が発生した場合、放射性物質の拡散により、ニセコ町(町民、地域)に甚大な被害を及ぼす恐れがある。
- 泊原子力発電所からニセコ町市街地(役場)まで30kmの位置にあり、福島を事故を教訓に、新たな防災対策・体制を樹立する必要がある。
- 旧原子力安全委員会の考え方(平成24年3月22日中間とりまとめ)によると、ニセコ町はUPZ(緊急防護措置を準備する区域)の圏内に入ることとなり、科学的根拠による具体的な防護対策を検討、整備しなければならない。近日中に新たな対策指針が示される見込み。
- 最も大切な視点は、ニセコ町民(一時滞在者を含む)の生命と財産を守ること。このために必要な避難体制や自治確保の方策が重要である。

- 福島事故では30kmを超えた放射能被害が発生。
- 情報伝達の遅れもあり住民避難が混乱を極めた。



出典 朝日新聞社ウェブサイト

2 福島事故の教訓

ニセコ町と原発施設からの距離感が同じ飯舘村の記録から

放射能被害

- 福島第1原発2号機・4号機の水素爆発直後(H23.3.15)村内で最大 44.7 マイクロシーベルト/時を記録。
- 村内水道水から高濃度の放射性物質を検出し採取制限発令。(H23.3.21)
- 18歳未満の子どもを対象に甲状腺被ばく検査。(H23.3.29) 以降も続く。
- 村民を対象に内部被ばく検査。(H23.7.2) 以降も続く。
- 食品放射能測定器の村民向け運用開始。(H23.12.5)
- 子ども(0-15歳)や妊婦のいる500世帯に線量計配布。(H24.1.26)
- 全戸に配布する携帯型放射線測定器の購入予算可決。(H24.5.14)

村民避難

- 村内に避難所開設。(地震発生直後から)
- 村外へ避難開始。(H23.3.19～栃木県鹿沼市避難所へ509人が避難)
- 乳幼児・妊産婦が福島市旅館吉川屋へ避難。(H23.4.13)
- 村全域が計画的避難区域に指定。(H23.4.22) 第1陣の離村開始。(H23.5.15)
- 国見町で仮設住宅入居開始。(H23.6.5)
- 政府から村の避難指示区域見直し案について説明。(H24.4.3) 以降村民意見交換会が続く。
- 避難指示区域の見直し。(H24.6.15)
- 避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域の3つの避難指示区域に再編。(H24.7.17)

自治を守る取組み

- いたて全村見守り隊が役場臨時職員として防犯パトロール開始。(H23.6.6)
- 飯館村役場機能を福島市(飯野出張所)へ移転。(H23.6.22)
- 「飯館村未来への翼プロジェクト」(中学生によるドイツ研修)開始。(H23.8.8)
- 仮設住宅や公的宿舎で組織する自治会の協議会を開催。(H23.9.16)
- 福島市、伊達市、相馬市、川俣町の計5箇所住民懇談会を開催(H24.2.7-26)
- 飯坂町で村民ふれあい集会を開催。(H24.2.12 1,100人が参加)
- 世界の放射線専門家との直接対話集会開催。(H24.4.21)

産業への影響

- 国が村内事業所の事業継続を承認。(H23.5.17)
- 避難地域を対象とした牛のセリが終了。(H23.6.28)
- 農地の代かき等土壌汚染実証試験実施。(H23.8.1)
- 相馬市等近隣市町村に建設された村事業者用仮施設完成。(H23.10.4)
- 松川仮設住宅に村直売所を開設。(H24.1.28)

3 原子力防災の新たな法体系



H24.9.19施行(改正)

災害対策基本法 (災対法)

- ・中央防災会議、防災計画
- ・災害応急対策、復旧
- ・自治体間相互応援、広域避難

原子力災害対策特別措置法 (原災法)

- ・原子力事業者の義務等
- ・原子力防災管理者の通報義務 (第10条該当事象)
空間放射線量率が1地点で5マイクロシーベルト/時以上が10分以上継続等
- ・原子力緊急事態宣言 (第15条該当事象)
空間放射線量率が1地点で500マイクロシーベルト/時以上が10分以上継続等
- ・原子力施設防災対策

原子力規制委員会設置法

- ・原子力規制委員会、事務局(原子力規制庁)設置 (H24.9.19~)

改正原災法施行後6ヶ月以内に策定する義務

ニセコ町地域防災計画 (原子力災害対策編) **これから策定**

- ・従来のニセコ町地域防災計画(本体計画書)に新たに加える形で策定
- ・福島の実験や放射能拡散シミュレーションをもとにした実のある計画に

↓ 整合性確保

北海道地域防災計画 (原子力災害対策編) **策定中**

- ・UPZ→ニセコ町を含む9町村
- ・拡散シミュレーションに基づく避難計画は作らず
- ・広域避難先は民間施設を想定(町村希望制)

原子力災害対策指針 (旧 防災指針) **未公表**

「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ(H24.3.22)を基本に今後見直し、公表される見込み。

- ・防災対策を重点的に充実すべき地域(PAZ・UPZ)
- ・整備・準備事項、モニタリング、被ばく医療、現地緊急事対応等

地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル **未公表**

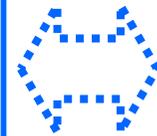
原子力災害対策指針をもとに、市町村の原子力防災計画を作成するためのマニュアルが今後作成され、公表される見込み。

ニセコ町の防災計画体系



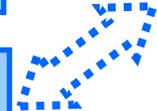
従来の計画に加え、
原子力防災に特化した計画を追加策定

ニセコ町地域防災計画
(本体計画書)
・H23年2月16日改訂
・想定災害→ 風水害、地震災害、雪害、
火災、その他災害・事故



ニセコ町地域防災計画
(原子力災害対策編)

防災マップ^〇 全世帯へ配布
(危険区域・避難場所・連絡先一覧)



町職員
行動マニュアル

災害時要援護者
避難支援プラン

避難勧告等の
判断・伝達マニュアル

遭難事故等発生時における
対応組織設置基準

山菜採り等遭難事故
防止対策要綱

4 計画策定の方針(案)

- 福島事故の教訓や放射能拡散シミュレーションをもとにした、より実践的な計画としたい。
- 特に避難計画の策定にあたっては、避難の根拠、方法、方策について、より科学的な見地から立案したい。
- 避難後の行政機能の継続性や住民自治の確保方策について、福島事故の教訓を踏まえた具体策を盛り込みたい。
- 上記の独自視点を加えながら、国(原子力規制委員会)が今後示す指針や作成マニュアルを参考に編纂すると共に、北海道の計画との一定の整合性を確保する。
- 当委員会において、平成24年度中に計画案の完成を目指し、その内容について情報共有や町民説明に十分配慮する。

5 想定される計画掲載事項

基本的な掲載事項として考えられるもの

① 総 則

- 計画の目的、性格等

② 災害予防対策

- 原子力事業者との協議、届出、立入検査
- 原子力防災専門官との連携、情報収集・連絡体制
- 災害応急体制（警戒態勢、災害対策本部体制、防災関係機関相互の連携体制、モニタリング体制等）
- 避難収容活動体制（避難計画、避難所整備、避難誘導・移送体制、警戒区域等）
- 緊急輸送活動体制
- 救助・救急、消火・防護資機材等の整備
- 町民等への情報伝達体制
- 役場の退避・業務継続計画の策定
- 原子力防災に関する知識普及、研修、訓練

③ 災害応急対策

- 情報収集・連絡、緊急連絡体制・通信の確保
- 活動体制（原子力災害合同対策協議会への出席、自衛隊の派遣要請等）
- 屋内退避・避難収容等の防護活動、飲食物・生活必需品等の供給
- 飲料水・飲食物の出荷制限・摂取制限
- 緊急輸送活動、救助・救急、消火・医療活動
- 町民等への的確な情報伝達
- 自発的支援の受入

④ 災害復旧対策

- 緊急事態解除宣言後の対応
- 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- 除染、放射性廃棄物の処理等
- 風評被害等の影響の軽減、被災中小企業等に対する支援
- 心身の健康相談体制の整備